

# ○インターネットで登記情報を確認する方法はありますか？

(情報番号 1107 全3頁)

## 1 登記情報提供サービスとは

登記事務がコンピュータ化された登記所(以下「コンピュータ庁」といいます。)が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができるサービス(「登記情報提供サービス」といいます。)を提供しています。

以前は、登記情報を確認するためには、不動産又は会社・法人の本・支店の所在地を管轄する登記所がコンピュータ庁であっても、登記所まで出向いて登記事項証明書(登記簿謄本に相当するものです。)又は登記事項要約書を請求するか、オンライン又は郵送により登記事項証明書の送付を請求する必要がありましたが、登記情報提供サービスを利用することにより、インターネットを利用して自宅や会社に居ながらにして登記情報を確認することができることから、登記情報を確認するための時間と手間が大幅に縮減されます。

## 2 提供される情報

ア 提供される登記情報の種類は、次のとおりです。

(ア) 次に掲げる登記簿等でコンピュータ化されたものに記録された事項の全部についての情報

- a 不動産の登記簿
- b 商業登記簿
- c 法人の登記簿
- d 投資事業有限責任組合契約登記簿
- e 有限責任事業組合契約登記簿
- f 動産譲渡登記事項概要ファイル
- g 債権譲渡登記事項概要ファイル
- h 限定責任信託登記簿
- i 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図が記録されたファイル

(イ) (ア)の登記簿等に記録されている事項の一部についての情報

- a 不動産の登記簿に記録された事項の全部から次に掲げるもののいずれか又は全てを除いた情報
  - (a) 共同担保目録の全部又は現在効力を有していないもの
  - (b) 信託目録の全部又は現在効力を有していないもの
- b 当該不動産の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所のみに関する情報(所有者事項)

c 会社，法人等についての登記記録に係る情報量が3メガバイトを超える場合において，一部の区に記録されている事項についての情報  
イ アの登記情報であっても，次に該当するものについては，提供することができません。

(ア) 不動産の登記簿に記録されている登記情報のうち，請求に係る情報量が1メガバイトを超えるもの

(イ) 商業登記簿，法人の登記簿，投資事業有限責任組合契約登記簿，有限責任事業組合契約登記簿，限定責任信託登記簿，動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている登記情報のうち，請求に係る情報量が3メガバイトを超えるもの

(ウ) 商業登記簿，法人の登記簿，投資事業有限責任組合契約登記簿，有限責任事業組合契約登記簿及び限定責任信託登記簿に記録されている登記記録のうち，登記事項が閉鎖されているもの（例外があります。）

(エ) 地図，建物所在図，地図に準ずる図面，土地所在図，地積測量図，地役権図面，建物図面及び各階平面図が記録されたファイルに記録されている情報のうち，次のもの

a 請求に係る図面に関する登記の数が100以上のもの（例えば，地積測量図を請求する場合，請求に係る地積測量図の地番について100回（登記申請事件）以上の分筆登記がされているものなどが該当します。）

b 請求に係る一事件に関する図面につき，これを表示すべき画面の数が50を超えるもの

c 請求に係る情報量が1メガバイトを超えているもの

d 閉鎖されたもの

※ なお，土地所在図・地積測量図等の図面については，現在，コンピュータへの登録作業を行っており，登録作業が完了したのから順次利用することが可能となります。詳しくは，登記情報提供サービスのホームページ(<http://www1.touki.or.jp/>)を御覧ください。

### 3 利用の方法・手順

あらかじめ利用者登録（登記情報提供契約の締結）をして利用する方法と，利用者登録をすることなく，一時的に利用する方法があります。

詳しくは，登記情報提供サービスのホームページを御覧ください。

### 4 利用時間

午前8時30分から午後9時まで（メンテナンス等のため，当該時間によることができない場合にあつては，あらかじめ登記情報提供サービスのホームページに掲載する時間）

なお、次に掲げる日（登記情報提供サービスを利用することができる日としてあらかじめ登記情報提供サービスのホームページに掲載する日を除きます。）は、御利用になれません。

ア 土曜日、日曜日、祝日及び休日

イ 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの間

## 5 利用料金等

### (1) 利用料金

- ① 不動産の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所のみに関する情報（所有者情報）：1件につき147円（登記手数料130円＋指定法人手数料17円（消費税及び地方消費税を含む。））
- ② 動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている登記情報：1件につき147円（登記手数料130円＋指定法人手数料17円（消費税及び地方消費税を含む。））
- ③ 地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図が記録されたファイルに記録されている情報：1件につき367円（登記手数料350円＋指定法人手数料17円（消費税及び地方消費税を含む。））
- ④ ①から③まで以外の物件：1件（1物件・1会社）につき337円（登記手数料320円＋指定法人手数料17円（消費税及び地方消費税を含む。））

### (2) 登録費用(消費税及び地方消費税を含む。)

- ① 個人が登録する場合 300円
- ② 法人が登録する場合 740円
- ③ 国又は地方公共団体が登録する場合 560円

### (3) 決済方法

- ① 個人の場合 クレジットカードによる決済
- ② 法人の場合 銀行預金口座からの引き落とし
- ③ 国又は地方公共団体の場合 協会の指定口座への銀行振込

## 6 その他

その他詳細については、下記にお問い合わせください。

一般財団法人民事法務協会 登記情報提供センター

ホームページ <http://www1.touki.or.jp/>

電話 03-5540-7050 ファクシミリ 03-5540-7095